

(OBの方からの投稿です)

日本航空不当整理解雇 乗員裁判**結審**傍聴記

2011年12月19日 地裁103号大法廷

乗員・客乗の裁判は出来るだけ傍聴参加しておりますが、毎回予定傍聴席数に対して4～5倍の倍率で傍聴券はなかなかゲットできませんが、今回は傍聴したことがあると言う人が譲ってくださいましたので、傍聴することが出来ました。以下簡単な傍聴記報告です。

当日は、原告から原告の原さんと船尾弁護士による意見陳述、被告会社側から弁護士1名による意見陳述が行われ、結審となりました。

意見陳述に先立ち、一般的に必要なことは法廷上で議論し尽くして、結審に至るのですが、会社は結審直前に4名の学者・研究者などの意見書を急遽提出してきました。これは法廷の通念としてある意味ルール違反で、当然の事ながら原告側代理人は受理しないように抗弁しました。一方被告会社側の代理人弁護士も色々と理屈を申し立ててはいましたが、裁判長はこの件を採用するかどうかを一旦別室に移動して協議すると発言、結果的には会社側の意見書は採用しないことが決定されました。裁判長は、採用しないがその内容はある意味で社会的通念としての教科書的な部分があり、そういう意味では参考にするということもあると裁判長からの附則説明がありました。この時点で、被告会社側の悪巧みはとりあえず却下されたのです。傍聴席からはどよめきの声が起こりました。

次は原告の原さんからの意見陳述です。

原さんは、旧JAS出身の操縦士ですが、同時に防衛庁出身(自衛隊の割愛・国が育てた航空機操縦者を民間航空でも活躍できるようにする施策)、また航空機関士からの職変者の代弁として陳述されました。「経営破綻に何の責任もない私たち165名は理不尽にも解雇されました。『解雇』は、“労働者を労働者でなくする”ことです。解雇は生きる糧を奪うことであり、人間としての尊厳を打ち砕くことです。整理解雇法理に反する解雇が許されてはなりません」として力強く落ち着いて陳述されました。

その後船尾弁護士の陳述が行われました。被告会社の言い分は、会社の倒産によって再生計画で公的資金が投入された、株主や金融に迷惑をかけた。こういう中では、整理解雇などの痛みを受けて償うのが当然なので解雇は仕方ないと言う論調ですが、しかし解雇当時大きな営業利益があり、その利益は一時的な

ものではない、むしろ解雇者を早く職場に戻し、全職員の努力で引き続き営業成績を上げていき貢献していくと言うのが基本的なやり方だと言うことを裁判所にも認識して欲しいという論旨の陳述をされました。

被告会社の代理人も最後に陳述しましたが、最後に出してきた4人の学者などの意見書が採用されなかったこともあって、破綻した会社が再生計画上行の解雇は一般の解雇とは違い、仕方ないのだというような論旨の陳述をしました。

予定された陳述が終わり、裁判長は、判決期日を2012年3月29日と指定しました。

その後報告集会も172名の参加で行われました。

山口弁護士は、会社の証拠は採用されなかったものの、しかし法律上の見解については裁判所が判断すると言っています。そういう意味では判決まで予断を許さないで、勝利を確実なものにするためにも更に取り組みを強化していかなければならないと話されました。